

平成29年度 1号認定子ども多子世帯実費負担軽減事業費補助金 評価表 NO. 16

所管部課名	市民福祉部 子育て支援課		担当者	吉井 一史				
事務事業名	特別保育対策促進補助金交付事業費							
根拠法令	市民福祉部関係補助金等交付要綱、薩摩川内市1号認定子ども多子世帯実費負担軽減事業費補助金交付要綱							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成29年度 予算額	2,256 千円	国県支出金 千円	一般財源 2,256 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①								
成果指標②								
補助対象者	本市の1号認定を受けて幼保連携型認定こども園及び施設型給付を受ける私立幼稚園（対象施設）に在園している小学校就学前の第2子、第3子以降の児童							
補助対象経費	対象施設の補助対象者の保護者が実費負担として園に支払う給食費（副食費）							
補助対象事業・活動の内容	国の基準では同年齢の2号認定子どもの第2子、第3子の利用者負担額（副食費を含む）はそれぞれ半額、無料となるのに対し、1号認定子どもの給食費（副食費）は実費徴収として半額等にはならない。このことから、それぞれの認定で給食費（副食費）の負担に差があることは公平性に欠けるため、保護者の負担軽減を目的とするもの。 分類 ☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他							
補助金額又は補助率	(1) 第2子は、毎月1日に在園している児童1人につき2,000円 (2) 第3子以降は、毎月1日に在園している児童1人につき4,000円							
上記項目の積算方法	同上							
補助を受ける3年間の事業（団体）等の経過	収入	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
		自己資金	0		0	0.0%	0	0.0%
		会費収入				0.0%		0.0%
		事業収入				0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成				0.0%		0.0%
		市補助金			1,182,000	100.0%	1,626,000	100.0%
		（前年度繰越金）				0.0%		0.0%
	計	0		1,182,000	100.0%	1,626,000	100.0%	
	支出	事業費			1,182,000	100.0%	1,626,000	100.0%
		人件費				0.0%		0.0%
		その他事務費				0.0%		0.0%
					0.0%		0.0%	
					0.0%		0.0%	
					0.0%		0.0%	
		（翌年度繰越金）				0.0%		0.0%
		計	0		1,182,000	100.0%	1,626,000	100.0%
支出計/前年度支出計						137.6%		
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%		
交付件数								
成果指標の推移①								
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価への回答】なし（平成27年度創設）							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	対象施設を通じ、保護者へ補助されることで、保護者の負担軽減となるため。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	② 国の基準では同年齢の2号認定子どもの第2子、第3子の利用者負担額（副食費を含む）はそれぞれ半額、無料となるのに対し、1号認定子どもの給食費（副食費）は実費徴収として半額等にはならない。このことから、それぞれの認定で給食費（副食費）の負担に差があることは公平性に欠けるため、補助を通じた行政の支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	B	対象施設を利用する世帯で、給食費（副食費）の負担に差があることは公平性に欠けるため、補助を通じた行政の支援により適切な効果を生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	対象者が複数にわたるため、行政において実施するより、学校法人・社会福祉法人等において実施した方が、スムーズな対応が可能である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	給食費（副食費）の実費相当額である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	当該補助は、本来、市が行うべき事業を各団体に実施していただいているところであるので、今後も引き続き補助を行っていく必要がある。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	学校法人・社会福祉法人であり、その活動は公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	B	給食費（副食費）の実費負担額相当を補助するものであり、当該補助金等の交付が最も適当な政策手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象経費は、対象施設の補助対象者の保護者が実費負担として園に支払う給食費（副食費）となっており、国の基準において補助されていないため、公費を充てるものとして妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 国基準の利用者負担額に変更等はないため、現状と同様の対応が必要と考えられるため。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止		〈まとめ〉
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉		

薩摩川内市 1 号認定子ども多子世帯実費負担軽減事業費補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成 16 年薩摩川内市規則第 67 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成 19 年薩摩川内市告示第 99 号）第 2 条の表に掲げる薩摩川内市 1 号認定子ども多子世帯実費負担軽減事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第 2 条 補助金に係る補助事業等は、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 対象施設は、幼保連携型認定こども園及び施設型給付を受ける私立幼稚園
- (2) 対象児童は、本市の 1 号認定を受けて対象施設に在園している小学校就学前の第 2 子、第 3 子以降の児童

(補助金の額)

第 3 条 保護者が実費負担として園に支払う給食費（副食費）の補助金の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 第 2 子は、毎月 1 日に在園している児童 1 人につき 2,000 円
- (2) 第 3 子以降は、毎月 1 日に在園している児童 1 人につき 4,000 円

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付の申請に係る規則第 5 条の市長が別に指定する日は、毎年 6 月末日とする。

2 補助金の交付の申請に係る規則第 5 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 月別児童数見込(実績)調書（様式第 1 号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第 5 条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第 2 条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第 6 条 補助金の実績報告に係る規則第 15 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 月別児童数見込(実績)調書
- (3) 児童名簿調書（様式第 2 号）

(4) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(補助事業者等の責務)

第7条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の児童福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

月別児童数見込（実績）調書

平成 年 月 日

施設名

（単位：人、円）

	当該月 1 日現在の各在園児童数・金額				備考 ※特記事項等を記入
	第 2 子の児童		第 3 子以降の児童		
	人数	金額	人数	金額	
4 月					
5 月					
6 月					
7 月					
8 月					
9 月					
10 月					
11 月					
12 月					
1 月					
2 月					
3 月					
小計					
合計					

※小学校就学前児童の第 2 子、第 3 子以降が対象（利用者負担額算定上の第 2 子、第 3 子以降ではない。小 1 以上はカウントしない。）

※第 2 子は、毎月 1 日に在園している児童 1 人につき 2,000 円

※第 3 子以降は、毎月 1 日に在園している児童 1 人につき 4,000 円

様式第2号（第6条関係）

兒童名簿調書

平成 年 月 日

施設名

[illegible]

※毎月1日に在園している児童名を記入

※在園している月は○、在園していない月は空欄